

大和市公告第73号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、平成28年5月17日に大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更が認可されたので、同条第2項において準用する同法第19条第4項の規定により、次のとおり、関係図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年5月19日

大和市長 大 木 哲

- 1 縦覧場所 大和市街づくり計画部街づくり推進課
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）